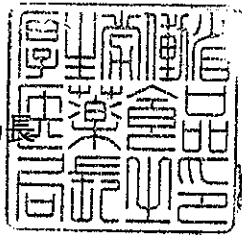




薬食発第 0621001 号  
平成 19 年 6 月 21 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 配置販売品目指定基準の一部改正について

平成 19 年 6 月 21 日厚生労働省告示第 216 号により配置販売品目指定基準（昭和 36 年厚生省告示第 16 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日から適用されることとなったが、本改正の要旨及び運用上の留意すべき事項は、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、この通知において、改正後の配置販売品目指定基準を「新基準」と略称する。

### 記

#### 1. 改正の要旨

##### (1) 成分の追加

健胃薬に有効成分としてテプレノンを追加する。

##### (2) 成分の削除

- ① 鎮咳去痰薬の有効成分からアミノフィリン及びテオフィリンを削除する。
- ② 乗物酔い薬の有効成分からアミノフィリン及びテオフィリンを削除する。
- ③ 五疳強心剤の有効成分からアミノフィリンを削除する。

(3) 持続性製剤の追加

- ① 1日2回服用のかぜ薬を追加する。
- ② 1日2回服用の鼻炎治療剤を追加する。

2. 運用上留意すべき事項

新基準は、平成19年6月21日より適用するものであること。

3. その他

- (1) 新基準の別表第1は、今回新たに追加したものを含め、現在、必ずしもこれらの有効成分あるいは効能又は適応症で承認を取得できることを意味するものでないこと。

なお、これらの有効成分及び効能又は適応症については、随時見直していくことを予定していること。

- (2) 配置販売品目の取扱いについては、昭和51年2月13日薬発第117号薬務局長通知「配置販売業者等に対する指導について」により、配置期間を設定し明記することとしているが、配置販売業者は配置販売員の定期巡回による点検、励行等を徹底し、医薬品の品質の確保を図り、安定的な供給を行うため配置期限を遵守するとともに、使用者に対して適切な情報提供を行うこと。

- 住所 神戸市長田区御船通2丁目3番地8  
曹節子 昭和37年2月13日生
- 住所 長加奈 昭和63年2月4日生
- 住所 菱尚奎 平成2年3月9日生
- 住所 神戸市東灘区深江北町1丁目11番7-301号  
吳有子 昭和53年7月3日生
- 住所 吳亮子 昭和54年9月27日生
- 住所 兵庫県尼崎市水堂町1丁目21番1号  
河真里 昭和54年3月3日生
- 住所 兵庫県尼崎市南武庫之荘4丁目19番25号  
河卓也 昭和57年9月12日生
- 住所 兵庫県尼崎市塚口町1丁目24番地12  
金宗愛 昭和56年9月15日生
- 住所 兵庫県尼崎市水堂町3丁目6番27号  
荻郁子 昭和49年11月11日生
- 住所 兵庫県尼崎市武庫之荘8丁目7番3-103号  
趙明愛 昭和51年10月22日生
- 住所 兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目60番6-307号  
趙雅子 昭和53年9月30日生
- 住所 兵庫県尼崎市武庫川町4丁目64番地1  
李孝道 昭和48年3月22日生
- 住所 兵庫県尼崎市西長洲町2丁目16番8号  
干崇敏 昭和51年6月27日生
- 住所 兵庫県尼崎市西今宿6丁目4番30号  
鄭純一 昭和38年12月4日生
- 住所 兵庫県姫路市飾磨区中野田2丁目98番地  
徐千晃 昭和59年11月13日生
- 住所 東京都練馬区関町北1丁目25番20-706号  
盧秋斐 昭和37年6月17日生
- 住所 群馬県前橋市駒形町875番地1  
趙美紀 昭和54年5月9日生
- 住所 群馬県伊勢崎市北千木町2009番地8  
フェルナンデ・シヅメ・カナシロ 昭和47年12月17日生
- 住所 東京都八王子市下柚木3丁目4番地  
趙静 昭和50年11月4日生
- 住所 東京都渋谷区恵比寿3丁目32番3号  
エドワード・マツ・ミヤカワ 昭和32年3月18日生
- 住所 仙台市太白区茂庭台4丁目3番11-1005号  
康美英 昭和55年1月4日生
- 住所 福井県鯖江市柳町2丁目6番22号  
曹美順 昭和41年3月2日生
- 住所 曹慶希 平成12年3月5日生
- 住所 福井県勝山市旭毛屋町1102番地  
李麗 昭和54年7月16日生
- 住所 福井県坂井市三國町山岸第48号21番地1  
曹正廣 昭和38年12月20日生
- 住所 浜松市中区上段田1丁目1番21号  
韓美紀 昭和53年6月20日生
- 住所 岐阜県可児市川合325番地1  
朴順子 昭和57年3月29日生
- 住所 群馬県高崎市中居町3丁目14番地16  
安田輝 平成3年4月9日生
- 住所 広島市南区旭1丁目3番33号  
韓聖鎬 昭和12年9月22日生
- 住所 広島県安芸郡海田町南幸町10番8-6号  
玄光作 昭和53年7月19日生
- 住所 広島市安佐北区深川5丁目35番2-301号  
洪秀雄 昭和25年4月28日生
- 住所 千葉県市川市塩浜4丁目2番34-104号  
クラリー・アズンブラ 昭和58年5月18日生
- 住所 千葉県中央区神明町11番地7  
李波 昭和40年9月26日生
- 住所 千葉県中央区新宿2丁目7番5号  
鄭麗子 昭和27年12月9日生
- 住所 千葉県市原市園分寺台中央6丁目7番地5  
李賢 昭和26年9月12日生
- 住所 鄭登子 昭和31年3月30日生
- 住所 李明子 昭和57年7月12日生
- 住所 李陽子 昭和58年11月19日生
- 住所 千葉県船橋市浜町2丁目2番5-1708号  
徐昌雄 昭和35年9月25日生
- 住所 姜美花 昭和35年4月24日生
- 住所 徐秀燦 平成2年9月20日生
- 住所 千葉県船橋市若松2丁目4番4-406号  
陳秋 昭和47年6月16日生
- 住所 千葉県船橋市葛飾町2丁目378番地  
イヴァン・ユーゼイ・カルフナス・シヅメ 昭和54年4月27日生
- 住所 東京都町田市原町田1丁目4番7-1204号  
施秀香 昭和41年12月19日生

- 住所 東京都八王子市横川町918番地78  
金俊光 昭和31年9月8日生
- 住所 金貴淑 昭和39年9月9日生
- 住所 金小百合 昭和61年7月15日生
- 住所 金惠里 昭和63年12月20日生
- 住所 金裕一 平成3年4月8日生
- 住所 福岡市西区蓼谷4丁目2番45-1107号  
劉政則 昭和31年5月27日生
- 住所 東京都武蔵野市境2丁目5番4号  
李美耶子 昭和54年9月20日生
- 住所 東京都大田区山王3丁目37番6-1002号  
金貞順 昭和12年10月15日生
- 住所 東京都文京区関口2丁目8番4-703号  
鄭建新 昭和34年4月22日生
- 住所 金峰 昭和40年11月7日生
- 住所 鄭奇 平成4年3月5日生
- 住所 東京都江戸川区江戸川6丁目33番地63  
張水氷 昭和56年1月30日生
- 住所 東京都足立区新田3丁目29番1-905号  
周紅 昭和45年1月29日生
- 住所 山口県下関市秋穂北町9番31号  
趙康子 昭和49年8月15日生
- 住所 北九州市小倉北区鞆町6番3号  
韓理浩 昭和38年2月1日生
- 住所 福岡市東区舞松原5丁目1番5号  
李健吾 昭和49年7月23日生
- 住所 北九州市八幡東区春の町5丁目1番12-405号  
本信昭 昭和32年3月28日生
- 住所 陳和子 昭和34年11月13日生
- 住所 本真作 昭和62年4月29日生
- 住所 本祐作 平成元年1月21日生
- 東京府労働委員会 二四一七号  
食品衛生法(昭和二十二法律第三十三号)第四十八條第六項第四号に規定する講習会として  
平成十九年六月八日、次の表上欄に掲げる者が下欄に掲げる期間に実施する講習会を登録したので、  
食品衛生法施行令(昭和二十八政令第二二一九号)第三十四条第三号の規定に基づき公示する。  
平成十九年六月二十一日

○厚生労働省告示第二四一七号  
個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第三十七條第一項の規定に基づき、次の団体を同法第四十條第一項に定める認定個人情報保護団体として認定したので、同法第三十七條第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年六月二十一日

一 団体の名称	社団法人日本病院会
二 主たる事務所の所在地	東京都千代田区一番町十三番三号
三 団体の代表者	会長 山本 修三
四 認定の日	平成十九年三月二十六日

登録講習会の実施期間	平成十九年七月十六日から同年八月三十一日まで
登録講習会の実施所在地	厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第二四一七号  
薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第三十條第一項の規定に基づき、配置販売品目指定基準(昭和三十六年厚生省告示第十六号)の一部を次のように改正し、平成十九年六月二十一日より適用する。  
平成十九年六月二十一日